

市町村消防職員向け

奨学金返還額 1 / 2 を支援

最大150万円(大学院卒は225万円)



本制度は奨学金貸与を受けていた方が消防本部を置く都内市町村に採用された場合、奨学金の返還を支援する制度です

◇対象者◇

原則、次の2つの要件をともに満たす方が対象です。

- ◆ 令和7年度以降に実施された採用試験又は採用選考に合格した方。
- ◆ 令和8年度以降に、消防本部を置く都内市町村(消防に関する事務を都に委託している都内市町村を除く。)において、任期の定めのない常勤の消防職として採用された方。

※ただし、令和8年度採用予定者が前倒して採用された場合を含みます。

◇申請期間・申請方法◇

【申請期間】

令和8年5月25日(月)～

令和8年6月30日(火) 23時59分

※申請に必要な書類の入手には2週間程度かかる場合がありますので、時間に余裕をもって申請してください。

【申請方法】

[申請フォーム](#)にて必要事項を記入し、必要書類を添付して申請してください。



◇返還支援額◇

- ◆ 大学等の在学時に貸与を受けた奨学金の額のうち、申請時点の返還残額の**2分の1**の額を代理返還します。
- ◆ 上限額は**150万円**（300万円の2分の1）

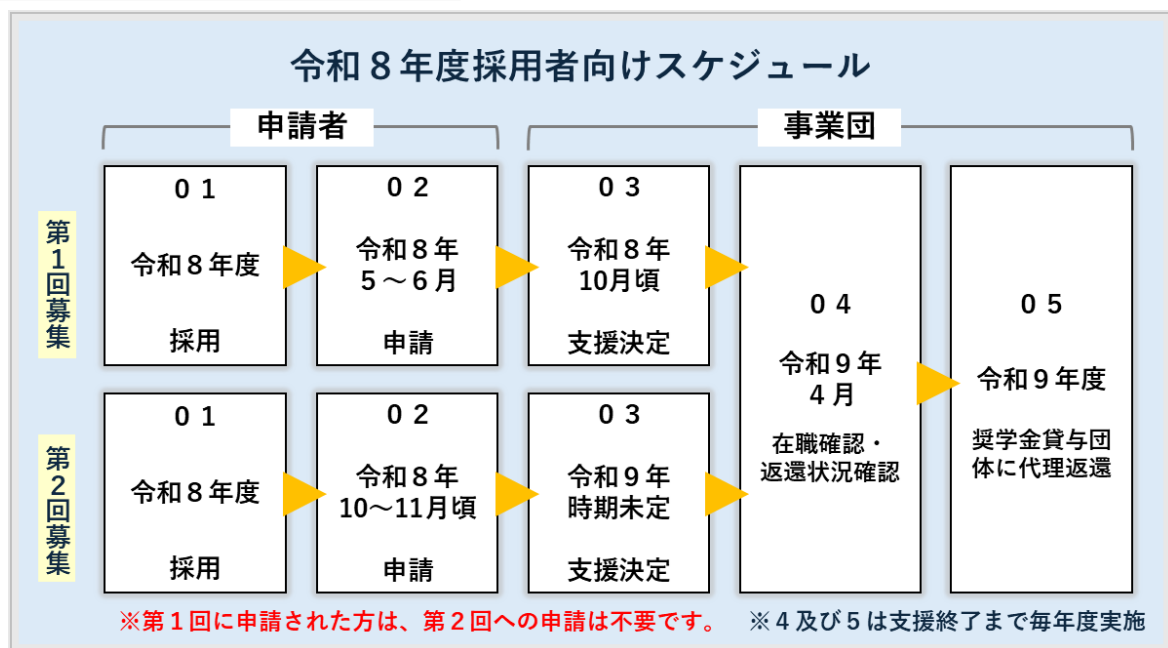
※大学院でも貸与を受けた場合の上限額は225万円（450万円の2分の1）

※採用2～11年目の10年で分割し、事業団が本人に代わって返還します。

※返還残期間が11年に満たない場合、代理返還も本人の返還期間にあわせてます。

※最長、10年に分けての交付となります。

◇返還支援までの流れ◇



◇よくある質問◇

Q 支援の対象となる奨学金を教えてください。

A 日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金どちらも支援対象です。その他の奨学金については、事業団が個別に判断します。

Q 申請に必要な書類は何がありますか？

A 「奨学金の借入を証する書類」、「在職証明書」「修士課程の修了を証明できるもの（225万円の上限で申請する場合のみ）」が必要です。
その他、状況に応じて提出をお願いする場合があります。

募集要項、その他の詳細は事業団ホームページをご確認ください！

問合せ先：（一財）東京都人材支援事業団 管理部 経営企画課 企画担当
kikaku@tokyo-jinzai.or.jp

詳細はこちら→

